

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例（令和5年11月13日京都市条例第26号）（都市計画局建築指導部建築指導課）

- 1 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）京都橘大学地区地区計画が変更され、この地区計画の区域の地区整備計画が変更されたことに伴い、当該区域内における建築物の壁面の位置の制限を改めることとしました。
- 2 その他規定を整備することとしました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年11月13日

京都市長 門川大作

京都市条例第26号

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第5項各号列記以外の部分及び第1号中「第10条の2の2第3号」を「第10条の3第4項第3号」に改める。

第16条中「第2条第7項」を「第2条第8項」に改める。

別表第2京都橘大学地区の項中「第52条第1項第7号」を「第52条第1項第8号」に改め、「道路の境界線」の右に「及び市道山科大宅緯22号線の北側端線に相当する隣地境界線」を加え、「隣地境界線（」及び「に限る。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築指導課)